

## 審 査 基 準

平成 6 年 10 月 1 日 作成

法 令 名：道路交通法
根 抱 条 項：第 63 条第 7 項
処 分 の 概 要：故障車両の整備確認
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）、車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁
法 令 の 定 め：道路運送車両の保安基準
審 査 基 準：
標準処理期間：1 日
申 請 先：警察署交通課（係）又は高速道路交通警察隊
問い合わせ先：交通部交通指導課指導第一係（電話 0742-23-0110）又は各警察署（高速道路交通警察隊）交通課（係）
備 考：